

半田市防災資機材貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内で活動する自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織）、自治区、町内会、その他市長が認める団体（以下「自主防災組織等」という。）に対し、市が所有する防災資機材を貸し出すことにより、地域防災力の向上に資することを目的とする。

（貸出対象事業）

第2条 防災資機材の貸出しの対象となる事業は、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災知識の啓発活動及びその他市長が認める活動等に限るものとする。

（貸出対象資機材）

第3条 市が自主防災組織等に貸し出す防災資機材は、次のとおりとする。

- (1) 避難所運営資機材
- (2) 避難生活資機材
- (3) その他市長が認めたもの

（貸出申請）

第4条 防災資機材の貸出しを受けようとする自主防災組織等の代表者は、半田市防災資機材利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、専用フォームから申請する場合は、この限りでない。

（貸出決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、防災資機材の貸出しの可否を速やかに決定し、半田市防災資機材貸出許可（不許可）通知書（様式第2号）により貸出し及び返却の日時場所等を指定したうえで、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害時及び公用に供する必要があると認められるときは、貸出しを行わないことができる。

（貸出期間等）

第6条 防災資機材の貸出し期間は、7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 市長は、防災資機材を借り受けたもの（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、防災資機材の貸出しを中止し、当該防災資機材を返却させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、防災資機材の貸出しを受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

3 市長は、災害時及び公用に供する必要があると認められるときは、借受者に当該防災資機材を返却させることができる。

（費用の負担）

第7条 防災資機材の貸出しは、無料とする。

(禁止事項等)

第8条 借受者は、当該防災資機材を貸出目的に反して使用し、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 市域以外での使用
- (2) 営利目的の使用
- (3) 特定の個人、法人、政党又は宗教団体等の利益に供する行為若しくはこれらに対する誹謗、中傷等の行為又はそれらの疑い若しくは誤解を招くおそれのある行為
- (4) 半田市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第1号及び第2号に規定するものが係る行為
- (5) 第三者に対する転貸、譲渡、担保等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(防災資機材の返却)

第9条 借受者は、貸出しを受けた防災資機材に破損、異常等がないか確認し、第5条で通知した貸出期間内に、指定された場所に半田市防災資機材利用報告書（様式第3号）を添えて返却しなければならない。ただし、専用フォームから報告する場合は、この限りでない。

2 発電機その他燃料を使用する防災資機材については、燃料を満たした上で返却しなければならない。

(資機材の破損等)

第10条 借受者は、防災資機材を紛失、破損又は汚損したときは、借受者の負担において修理し、又はその同等品をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(免責)

第11条 市長は、防災資機材の誤った使用方法により生じた事故又は貸出し中における防災資機材の管理不備により生じた事故に対しては、その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 防災資機材の貸出しに係る申請その他この要綱を施行するに必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。